

議第11号

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

特選館あじかを民間による運営とするため改正しようとする。

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高山市観光施設の設置及び管理に関する条例（平成16年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後																																																	
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛驒民俗村の項～しぶきの湯遊湯館の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四十八滝公園</td> <td>高山市国府町宇津江3 235番地86</td> </tr> <tr> <td>特選館あじか</td> <td>高山市国府町金桶64 番地1</td> </tr> <tr> <td>新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 65%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">飛驒民俗村の部～しぶきの湯遊湯館の部 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四十八滝公園</td> <td colspan="2">バンガロー等の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>持込料</td> <td>テント1張り1日当たり 2,610円</td> </tr> <tr> <td>特選館あじか</td> <td>農産物及び特産加工品</td> <td>販売価格の40%以内 で規則で定める額</td> </tr> <tr> <td colspan="3">新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛驒民俗村の項～しぶきの湯遊湯館の項 (略)		四十八滝公園	高山市国府町宇津江3 235番地86	特選館あじか	高山市国府町金桶64 番地1	新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)		施設	区分	料金	飛驒民俗村の部～しぶきの湯遊湯館の部 (略)			四十八滝公園	バンガロー等の項 (略)		持込料	テント1張り1日当たり 2,610円	特選館あじか	農産物及び特産加工品	販売価格の40%以内 で規則で定める額	新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)			<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 観光施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 70%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飛驒民俗村の項～しぶきの湯遊湯館の項 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>四十八滝公園</td> <td>高山市国府町宇津江3 235番地86</td> </tr> <tr> <td>新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施設</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 65%;">料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">飛驒民俗村の部～しぶきの湯遊湯館の部 (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四十八滝公園</td> <td colspan="2">バンガロー等の項 (略)</td> </tr> <tr> <td>持込料</td> <td>テント1張り1日当たり 2,610円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	飛驒民俗村の項～しぶきの湯遊湯館の項 (略)		四十八滝公園	高山市国府町宇津江3 235番地86	新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)		施設	区分	料金	飛驒民俗村の部～しぶきの湯遊湯館の部 (略)			四十八滝公園	バンガロー等の項 (略)		持込料	テント1張り1日当たり 2,610円	新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)		
名称	位置																																																	
飛驒民俗村の項～しぶきの湯遊湯館の項 (略)																																																		
四十八滝公園	高山市国府町宇津江3 235番地86																																																	
特選館あじか	高山市国府町金桶64 番地1																																																	
新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)																																																		
施設	区分	料金																																																
飛驒民俗村の部～しぶきの湯遊湯館の部 (略)																																																		
四十八滝公園	バンガロー等の項 (略)																																																	
	持込料	テント1張り1日当たり 2,610円																																																
特選館あじか	農産物及び特産加工品	販売価格の40%以内 で規則で定める額																																																
新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)																																																		
名称	位置																																																	
飛驒民俗村の項～しぶきの湯遊湯館の項 (略)																																																		
四十八滝公園	高山市国府町宇津江3 235番地86																																																	
新穂高センターの項～平湯大滝公園の項 (略)																																																		
施設	区分	料金																																																
飛驒民俗村の部～しぶきの湯遊湯館の部 (略)																																																		
四十八滝公園	バンガロー等の項 (略)																																																	
	持込料	テント1張り1日当たり 2,610円																																																
新穂高駐車場の部～平湯大滝公園の部 (略)																																																		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。